

# 平成26年度 第2回滋賀県立学校いじめ問題調査委員会 議事録（概要）

- 1 日時 平成26年9月1日(月)午前10時～12時
- 2 場所 滋賀県庁 新館4階 教育委員会室
- 3 出席者 甲津委員長、梁川委員、富永委員、桜井委員（柴原委員は欠席）
- 4 会議概要

## ■ 開会

## ■ 会議の公開・非公開について

委員長より委員に諮り、議題（2）については滋賀県立学校いじめ問題調査委員会運営要領第5条第3項第1号の規定により非公開とすることが決定された。

## ■ 諮問書の交付について

教育長より委員長に諮問書を手交

## ■ 議題（1） 諮問事項の審議について 〈公開〉

### （事務局）

資料1により審議事項・理由について説明

資料2および資料4～8により審議の進め方について説明

資料3により審議スケジュールについて説明

### （委員長）

ただ今の説明の内、資料2の1から6までについて質問はあるか。

### （委員）

資料2-2の基本的な考え方の3行目に「児童生徒自身の力で」とあるが、実際に被害状況にある子どもが自分自身の力で解決するのは難しいと思われる。結果的に、その子どもが力が回復した後に自分の力でということはありえるが、そのようにいかないことも多いと思うので、現実的にはこの部分は難しいと思うがいかがか。

(事務局)

子ども自身が自らの力でいじめ問題を解決するのは非常に難しいということは十分理解している。そのため、まずは、子どもに徹底的に寄り添い、子どもと関係を築き、子どもを守る環境をつくる中で、子どもたちを支援をしていくということを書かせていただいているものである。

(委員)

他者のサポートがこの行間にあるということによろしいか。

(事務局)

子どもにしっかり関わりながら問題を解決できるよう支援していくものである。

(委員)

確認であるが、資料2-3に「法第22条に基づくいじめ対策委員会が設置済み」とあるが、これは全ての県立学校において設置済みということによろしいか。

(事務局)

全ての県立学校において設置されている。私立学校については調査していないが、県内の公立の小中学校、特別支援学校についても全て設置されている。

(委員)

併せて、いじめ対策委員会の構成メンバーはどのようになっているのか教えていただきたい。

(事務局)

県立学校でということになるが、資料4の「滋賀県いじめ防止基本方針」の中に、構成員について書かせていただいている。

(委員)

学校内部、関係者で構成されているようだが、外部の方が入っている学校はあるのか。

(事務局)

基本的にはないが、県立学校においては、派遣しているスクールカウンセラーを委員に位置付けることとしている。

(委員)

必要に応じて外部の方にも参加いただくよう考えているのか。

(事務局)

事案の性質等、必要に応じて参加いただくこととしており、県教委としても外部の専門家の派遣等について支援していくことを考えている。

**(委員)**

平成26年度の実施策を拝見しているが、コミュニケーション障害がある方については、特別支援教育における支援が大切であると思う。普通学級における支援員やボランティアなど、コミュニケーション支援の現状について教えていただきたい。

**(事務局)**

特別支援については、学校支援課が対応させていただいている。実施策のとりまとめでは、全ての施策を網羅できていないこともあると思う。いただいた意見を参考にさせていただきながら関係課と横つなぎで対応してまいりたい。

**(委員長)**

県内の全ての学校において学校いじめ防止基本方針を策定されたということであるが、平成26年3月に滋賀県の基本方針が策定されてから各学校で新たに策定された学校いじめ基本方針について、何か特徴があるものなのか、ほぼ横並びの内容であるのか。

**(事務局)**

基本的には県の基本方針に基づいたものになっているが、特別支援学校等では学校の実情に応じた形で策定いただいている。なお、これらの方針については、各学校のホームページに掲載させていただいている。

**(委員長)**

いじめ対策委員会も全ての学校で設置済みということであるが、委員会の動きについては把握されているか。

**(事務局)**

各学校における様々ないじめの事案について、県立学校のものについては、相談も含めてすべての事案について、必ずいじめ対策委員会で協議した上で報告いただいております。委員会は機能していると考えている。1学期の段階では、ほぼ全ての県立学校において委員会が1回以上開催されていることを確認している。

**(委員長)**

対策委員会で1回は会議を開いてから、対応しているというのが各学校の現状であるということであるが、それら全てが県教委に報告されているのか。

いじめ対策委員会を設置している学校は県立学校以外に市町にもあるが、それらの委員会の結果についても県教育委員会に報告されているのか。

**(事務局)**

市町立の学校におけるいじめ対策委員会での実施状況については、市町教育委員会に報告されている。市町立の学校におけるいじめ事案の全てを県教育委員会に報告する義務はないが、県教育委員会では市町教育委員会に対し指導・助言および支援を行っていることから、市町教育委員会に依頼し、各学校におけるいじめ事案について、いじめ対策委員会での協議結果を踏まえ、報告いただくこととしている。

**(委員)**

各学校においては、学校間や教育委員会以外、どのようなところと連携されるか。法においては様々な機関・団体と連携して対応していくよう書かれているが、学校いじめ対策委員会では、どこと連携し、どのように対策を講じていこうとされているのか教えていただきたい。

**(事務局)**

いじめ問題への対応については、加害者、被害者それぞれの背景を十分理解することが重要である。そこで、従来より、福祉機関や警察、県立高校であれば中学校等とも連携させていただいている。今後は、いじめ対策委員会の取組を通じてそうした連携がより一層進められていく必要があると考えている。

**(委員長)**

重点取組事項として、「地域や関係機関と連携した支援の充実を図る」とされているが、具体的に県教育委員会としてはどのような支援を行うこととしているのか。

**(事務局)**

資料7のいじめ対策の図にも示しているが、例えば「生徒指導緊急特別指導員」では、警察と教員のOBに学校と警察等関係機関との連携を図っていただいている。

また、スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーに対応いただくことにより、市町教育委員会以外の担当部局や福祉機関、医療機関など関係機関との連携が図れるよう努めているところである。

学校地域支援本部では、各市町に対し、それぞれの地域の取組を活性化できるよう支援させていただいている。

**(委員長)**

「専門家等を活用した支援の充実を図る」とされているが、各学校においてもこのような専門家チームや専門家の活用がなされているのか。

**(事務局)**

専門家の活用としては、スクールカウンセラーについては県内の全ての中学校、県立高等学校に、スクールソーシャルワーカーについては、小学校数校に配置させていただいている。

また、緊急支援専門家チームについても必要に応じ、各専門家を派遣させていただいている。

**(委員長)**

次に、資料2の7「審議の進め方」や資料3「スケジュール」については、審議の状況、事案の状況によって修正が必要になることもあるかと思われるので、委員の皆様にお諮りしながら進めてまいりたい。

**(委員)**

この調査委員会では、いじめ問題を扱うことになっているが、教育全体の中では、他の部局と重複することは出てくると思う。

例えば、非行を中心に対策をとっておられる部局や、特別支援に取り組まれている部局など、直接的にはいじめ問題の担当課ではないけれども、いじめは人権問題ということから、その他の部局であっても最優先でいじめ問題の対策をとっていただき、有機的な連携を図っていただきたいと思う。

**(事務局)**

学校支援課など教育委員会の各課で実施する施策もあるが、その他、食のブランド推進課や文化振興課など、教育委員会以外の様々な関係部局と横つなぎで対策を進めている。「滋賀県いじめ問題対策連絡協議会」において、教育委員会だけでなく関係部局、関係機関等が連携していじめの対策を総合的に進めていくこととしている。

**(委員)**

スクールソーシャルワーカーの配置状況はスクールカウンセラーより薄くなっている。先生の資質向上や学校の体制整備も重要であるが、家族への支援、家庭や地域等の環境をコーディネートする役割を担う人材が必要ではないかと思う。人的な資源の問題もあると思うが、スクールカウンセラーとの両輪となるスクールソーシャルワーカーの配置についても充実していただきたい。

**(事務局)**

スクールソーシャルワーカーの配置についても重要な施策だと認識している。スクールソーシャルワーカーの役割に関しては教員の関心も高まっており、その重要性についてさらに普及してまいりたい。

**(委員長)**

スクールソーシャルワーカーのさらなる配置について、学校からニーズはあがってきているのか。

**(事務局)**

そうした意見もあることから、スクールソーシャルワーカーの活用の工夫として、配置している小学校から、同じ市内の学校の要請に応じて派遣できるような仕組みづくりを進めているところである。

**(委員長)**

審議事項として(1)と(2)とあるが、それぞれどのようなことについて審議していけばよいのか、答申としてどのようなことを求めておられるのか、もう少し具体的に説明いただきたい。

**(事務局)**

諮問事項(1)については、体制、組織、支援システムなど枠組みについて、諮問事項(2)については、具体的ないじめ事案を取上げながら学校の対応や県の取組について、それぞれ審議いただくこととしている。

**(委員長)**

諮問(1)については県や学校のいじめ対策における体制、組織、システムについて、諮問(2)については、具体的ないじめ問題に対する学校や県における対応について審議するということで、みなさんよろしいか。

**(各委員)**

了承

■ 議題(2) いじめの状況について <非公開>

事務局より資料に基づきいじめの状況および対応状況等について説明した後、各委員より意見や助言をいただいた。

■ 議題(3) 次回の会議の持ち方について <公開>

**(事務局)**

次回の会議の開催については、10月下旬をめどに日程を調整させていただきたいと考えている。次回の会議では上半期の施策の実施状況や、平成25年度のいじめの状況等を報告させていただき協議していただく。また、現場のニーズやいじめの事案等も報告させていただきながら、次年度予算編成に向けたご意見などもいただければと考えているので、よろしくお願ひしたい。

**(委員長)**

次回の会議では、上半期の施策の実施状況および平成25年度のいじめの状況と併せて、その効果や課題について報告いただくこと、およびいじめの状況の分析についてもお聞かせいただきながら、意見をまとめていきたい。

本日提供された情報や、追加情報等を整理して意見等をまとめて望んでいただきたい。

その他、当委員会の運営方法等についても検討してまいりたいので、意見等は事務局までお願ひしたい。

■ 閉会